

経済産業省

20190411 貿局第1号
輸入注意事項2019第13号
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月22日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部改正について

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月7日から施行する。

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第8号）

改正後			現行		
<p>平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p>			<p>平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p>		
記			記		
1 対象品目			1 対象品目		
関税率表の番号等	品目	備考	関税率表の番号等	品目	備考
(略)			(略)		
93・04	・その他の武器（ <u>ぬんちゃく及び三節こんを除く。</u> ）		93・04	・その他の武器	
93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 関税率表第9305・99号であって、<u>次のいずれかに掲げるもの</u></p> <p><u>(1) ぬんちゃく又は三節こんの部分品及び附属品</u></p> <p><u>(2) 水中銃の部分品及び附属品（もり先、もり及びもりを射出するために使用され</u></p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>・<u>水中銃のもの（もり先、もり（シャフト）及びスリングゴム（パワーバンド）を除く。）</u></p> <p>・一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</p> <p>・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの</p> <p>・スコープリング、スコープマウントに類するもの</p>	93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 関税率表第9305・99号であって、<u>プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジットレザー製又は紡織用繊維製のもの</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>（新設）</p> <p>・一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</p> <p>・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの</p> <p>・スコープリング、スコープマウントに類するもの</p>

	<p><u>るスリングゴムを除く。)</u> <u>(3) プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製の部分品及び附属品 (ぬんちやく、三節こん又は水中銃のものを除く。)</u> ロ～ホ (略) <u>へ 銃の薬室に弾が装填されていないことを確認するために装填する器具</u> <u>ト 銃を発射する際に頬を保護するためのパッド</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの ・スリング、スリングスイーベル ・シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの ・リコイルパッド ・スナップキャップ ・セーフティフラグ ・チークパッド 		<p>(新設)</p> <p>ロ～ホ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの ・スリング、スリングスイーベル ・シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの ・リコイルパッド ・スナップキャップ <p>(新設) (新設)</p>
(略)			(略)		
<p>2 申請者の資格 (1)～(8) (略) (9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物(関税率表の第93・03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないもの)にあっては、当該貨物を輸入しようとする者(第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。) (注:例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、ナイフ等(いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。))を輸入する場合が該当)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別紙様式1]～[別紙様式3] (略)</p>	<p>2 申請者の資格 (1)～(8) (略) (9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物(関税率表の第93・03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないもの)にあっては、当該貨物を輸入しようとする者(第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。) (注:例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、<u>ヌンチヤク</u>、ナイフ等(いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。))を輸入する場合が該当)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別紙様式1]～[別紙様式3] (略)</p>				